

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]				
第 1 章～第 14 章 (略)					第 1 章～第 14 章 (略)				
料金表 通則 (略)					料金表 通則 (略)				
第 1 表～第 7 表 (略)					第 1 表～第 7 表 (略)				
別表 1～別表 7 (略)					別表 1～別表 7 (略)				
別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの				
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)								
	パラグアイ共和国	(略)							
	プエルトリコ	Puerto Rico Telephone Company, Inc.	△8	-	△A △● △★	△			
	フォークランド諸島	(略)							
アジア地方	(略)								
	(略)								
	パキスタン・イスラム共和国	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	5	-	A ● ★	○			
	(略)								
(略)									
南・北アメリカ地方	(略)								
	パラグアイ共和国	(略)							
	フォークランド諸島	(略)							
	(略)								
アジア地方	(略)								
	(略)								
	パキスタン・イスラム共和国	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△5	-	△A △● △★	△			
	(略)								
(略)									

オセアニア地方	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
	ウクライナ	(略)				
		lifecell LLC	<u>7</u>	-	<u>A</u> ● ★	○
	(略)					
モルドバ共和国	(略)					
	<u>Moldtelecom S.A.</u>	<u>△6</u>	二	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△★</u>	△	
(略)						
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 30 年 5 月 24 日経企第 534 号)
この改正規定は平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

オセアニア地方	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
	ウクライナ	(略)				
		lifecell LLC	<u>△7</u>	-	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△★</u>	△
	(略)					
モルドバ共和国	(略)					
(略)						
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]						
第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの					第1章～第14章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第7表 (略) 別表1～別表8 (略) 別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)										
	パラグアイ共和国	(略)									
	プエルトリコ	Puerto Rico Telephone Company, Inc.	△8	-	△A △● △★	△					
	フォークランド諸島	(略)									
	(略)										
アジア地方	(略)										
	パキスタン・イスラム共和国	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	5	-	A ● ★	○					
	(略)										△
	(略)										
南・北アメリカ地方	(略)										
	パラグアイ共和国	(略)									
	フォークランド諸島	(略)									
	(略)										
アジア地方	(略)										
	パキスタン・イスラム共和国	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△5	-	△A △● △★	△					
	(略)										△
	(略)										

オセアニア地方	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
	ウクライナ	(略)				
		lifecell LLC	<u>7</u>	-	<u>A</u> ● ★	○
	(略)					
モルドバ共和国	(略)					
	<u>Moldtelecom S.A.</u>	<u>△6</u>	二	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△★</u>	△	
(略)						
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 30 年 5 月 24 日経企第 534 号)
この改正規定は平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

オセアニア地方	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
	ウクライナ	(略)				
		lifecell LLC	<u>△7</u>	-	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△★</u>	△
	(略)					
モルドバ共和国	(略)					
(略)						
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社又は射水ケーブルネットワーク株式会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項に規定する第1種契約から第3種契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)一般契約</p> <p>(2)定期契約</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社又は射水ケーブルネットワーク株式会社	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社又は株式会社秋田ケーブルテレビ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社又は株式会社秋田ケーブルテレビ	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)
用 語	内 容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社又は射水ケーブルネットワーク株式会社																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								
(略)	(略)																								
用 語	内 容																								
1～4 (略)	(略)																								
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社又は株式会社秋田ケーブルテレビ																								
6～31 (略)	(略)																								
種 別	事 業 者 名																								
(略)	(略)																								

第3-10種契約	伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
第3-11種契約	上越ケーブルビジョン株式会社
第3-12種契約	射水ケーブルネットワーク株式会社

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (平成30年5月24日経企第534号)
この改正規定は平成30年6月1日から実施します。

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約、第3-2種契約、第3-3種契約、第3-4種契約、第3-5種契約、第3-6種契約、第3-7種契約、第3-8種契約及び第3-9種契約には、次の種別があります。

(1)一般契約

(2)定期契約

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)